

議案第三十九号

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年六月十三日

提出者

杉並区長

田中

良

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

杉並区特別区税条例（昭和三十九年杉並区条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）

第十五条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第四十二条第三項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成二十二年において生じた法第三百十四条の二第一項第一号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第十八条の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成二十四年度以後の年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、平成二十三年において生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第十八条の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成二十四年以後の各年において

生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成二十三年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

3 第一項前段の場合において、第十八条の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第四十八条の六第一項に規定する親族の有する法附則第四十二条第三項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成二十四年度以後の年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、平成二十三年において生じなかつたものとみなす。

4 第一項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第十八条の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成二十四年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成二十三年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

5 第一項の規定は、平成二十三年度分の第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第二十五条第一項の確定申告書を含む。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例）

第十六条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国

税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における附則第三条の五及び附則第三条の五の二の規定の適用については、附則第三条の五第一項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される法附則第五条の四第六項」とあるのは「法附則第四十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第六項」と、附則第三条の五の二第一項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」と、法附則第五条の四の二第五項」とあるのは「法附則第四十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四の二第五項」と、同条第二項第二号中「租税特別措置法第四十一条の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に二条を加える改正規定（附則第十六条に係る部分に限る。）は、平成二十四年一月一日から施行する。

（提案理由）

東日本大震災の被災者の負担の軽減を図るため、区民税の特例を設ける必要がある。

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>附 則</p> <p>第一条（第十四条の五 略</p> <p>（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）</p> <p>第十五条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第四十二条第三項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成二十二年において生じた法第三百十四条の二第二項第一号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。</p> <p>この場合において、第十八条の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成二十四年度以後の年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、平成二十三年において生じなかつ</p>	<p>附 則</p> <p>第一条（第十四条の五 略</p>

たものとみなす。

2| 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第十八条の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成二十四年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成二十三年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

3| 第一項前段の場合において、第十八条の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第四十八条の六第一項に規定する親族の有する法附則第四十二条第三項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成二十四年度以後の年度分の区民税に係るこの条例の

規定の適用については、平成二十三年において生じなかつたものとみなす。

4 | 第一項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第十八条の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成二十四年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成二十三年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

5 | 第一項の規定は、平成二十三年度分の第二十四条第一項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された第二十五条第一項の確定申告書を含む。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると

区長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例）

第十六条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における附則第三条の五及び附則第三条の五の二の規定の適用については、附則第三条の五第一項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」と、「法附則第



五条の四第六項」とあるのは「法附則第四十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第六項」と、附則第三条の五の二第一項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」と、「法附則第五条の四の二第五項」とあるのは「法附則第四十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四の二第五項」と、同条第二項第二号中「租税特別措置法第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の

「」とある。

—

## 杉並区特別区税条例の改正点

税目	改正内容	関係条項	施行日
特別区 民 税	<p>1 雑損控除及び雑損失の繰越控除の特例</p> <p>東日本大震災による住宅、家財等の損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、平成 22 年において生じた損失の金額として、平成 23 年度以後の年度分の雑損控除及び雑損失の繰越控除を適用することができることとする。</p>	<p>区税条例 附則第 15 条 地方税法 附則第 42 条</p>	<p>公布の日</p>
	<p>2 住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例</p> <p>住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができることとする。</p>	<p>区税条例 附則第 16 条 地方税法 附則第 45 条</p>	<p>平成 24 年 1 月 1 日</p>